

答申

令和元年（2019）11月8日付で諮問された「令和元年（2019）9月17日付け公文書部分公開決定通知書（自振第318-1号）」による処分に対する審査請求の件（総務第636号）について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は却下されるべきである。

第2 出雲市情報公開条例（平成17年出雲市条例第4号。以下「本条例」という。）第5条の要件充足性について

1 はじめに

本条例第5条は、公文書の公開をできるものとして5つの区分を掲げている。

審査請求人は、2019年8月1日付で、実施機関に対し、本条例第9条の規定により、

「1. 以下などの公文書を含む鶉鷺コミュニティセンターの職員（センター長を含む）の退職や辞職に関する公文書（平成30年度から公開決定日まで）

- a. 職員の退職書・辞職書及びその関連がある資料
- b. 職員の退職や辞職に関する鶉鷺コミュニティセンター運営委員会の資料（会議の資料を含む）

2. 以下などの公文書を含む鶉鷺コミュニティセンターの職員（センター長を含む）の採用に関する公文書（平成30年度から公開決定日まで）

- a. 募集の資料
- b. 候補者の志願書・申込書など
- c. 面接試験に関する資料
- d. 鶉鷺コミュニティセンター運営委員会の資料（会議の資料を含む）
- e. 職員推薦書
- f. 雇用契約に関するもの

3. 出雲市コミュニティセンター運営協議会が保有している鶺鴒コミュニティセンターの職員（センター長を含む）の退職、辞職や採用に関する公文書（平成30年度から公開決定日まで）
4. 出雲市役所（自治振興課を含む）が保有している鶺鴒コミュニティセンターの職員（センター長を含む）の退職、辞職や採用に関する公文書（平成30年度から公開決定日まで）」

について開示を求める公文書公開請求（以下、「本件公開請求」という。）を行った。

その際、審査請求人は、本条例第5条の定める請求者の区分について、同条第1号の「市内に住所を有する者」に該当するものと公文書公開請求書に記載していた。

ところが、令和2年（2020）10月19日付「審査請求人の住所について（報告）」により、実施機関から、審査請求人が本件公開請求の時点において、出雲市内に住所を有していなかったとの情報に接したとの報告があったことから、本件公開請求について、本条例第5条の要件充足性を検討する必要が生じた。

2 本条例第5条第1号の要件充足性について

当審査会は同号の要件充足性について検討するため、令和3年1月6日付「住所の確認について」により、審査請求人に対し、住所に関する照会を行ったが、これに対する回答が得られなかったため、本条例第21条第4項に基づき、出雲市に対し、審査請求人の住民票の提出を求めた。

提出された住民票を確認したところ、本件公開請求以前の日である平成29年6月6日に出雲市から転出していることが判明した。

そこで、当審査会は、令和3年3月22日付「審査請求に係る弁明の機会の付与について」により、審査請求人に対し、住民票の記載に基づけば本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充たさないと考えざるを得ないとして、弁明の機会を付与した。

これに対し、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書を当審査会に提出し、「住所」とは住む所だけではなく所有又は借りている建物や土地も含まれる、2018年5月14日以降「90件ぐらい」の公開請求を「市内

に住所を有する者」として行っているが出雲市長は異議なく認めていたなどと弁明した。

しかし、「住所」について、民法第22条は生活の本拠をいうものとして、本条例においては単に占有権原のある建物を市内に有することで足りると解すべき理由はなく、また、実施機関が本件公開請求時において補正を求めなかった点について審査会が審理の対象とすることが許されないと考えるべき理由もない。

そのほかに、審査請求人が住民票に記載の平成29年6月6日以降も市内に生活の本拠をおいていたと考えるべき事実は見当たらないから、審査請求人は、本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充足していなかったものと考えざるを得ない。

3 本条例第5条第2号の要件充足性について

(1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、市内(出雲市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)において●●●●●●●●を経営しているとして、本条例第5条第2号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性について検討した。

(2) この点について、実施機関に反論を求めたところ、令和3年7月30日付反論書において、①●●●●●●●●の運営主体は、鶉鷺地区の住民らを主たる構成員とする任意団体であるか、少なくとも●●●●●●●●の店舗建物の平成24年2月23日付建物賃貸借契約書の契約主体である▲▲▲▲▲▲氏であって、審査請求人ではない、②●●●●●●●●は平成28年10月1日以降営業しておらず、●●●●●●●●の店舗として使用されていた建物(以下、「本件建物」という。)には公開請求日時点において営業所としての実態が認められないため、審査請求人は同号の要件を充足しないと主張した。

(3) さらに、審査請求人に対し、上記(2)の実施機関の反論に対する意見を求めたところ、2021年9月17日付意見書において、①●●●●●●●●は審査請求人と▲▲氏と二人で運営していること、②鶉浦地区の区長などから嫌がらせを受けたことから平成28年10月から●●●●●●●●を休業しているが、営業を再開するために平成31年4月に調停、訴訟といった

法的手続を始めており、これらは●●●●●●の運営の一部であること、●●●●●●は出店の形式で営業を継続していることなどの主張があった。

- (4) 本条例が「事務所又は事業所を有する」と定めている以上、同号は、単に公開請求者が出雲市内に占有権原のある建物を有するというだけではならず、当該建物が公開請求日時点において事務所又は事業所として使用されている実態を要求しているものと解すべきである。
- (5) 本件建物において●●●●●●が平成28年10月以降営業を行っていない点については争いがない。

そこで、審査請求人の主張についてみると、法的手続をとっているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、審査請求人も▲▲氏も松江市を住所地として訴訟を迫行しており、また、出店の形式で営業を継続しているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、いつどこ（出雲市内であるか否か）で出店を行ったのかが不明であるため、本件建物が公開請求日時点において事業所として使用されていたと考えるべき要素とはならない。

さらに、出雲市において▲▲氏が取得した飲食店営業の営業許可は平成29年5月31日で有効期間が満了しており、審査会において調査したところ、その後更新もされていないことから、遅くとも営業許可の有効期間が満了した平成29年6月1日以降については本件建物が●●●●●●の事業所として使用されていた実態は認められない。

よって、●●●●●●の経営主体が審査請求人であるかを検討するまでもなく、本件公開請求日時点において審査請求人は同号の要件を充足していない。

4 本条例第5条第5号の要件充足性について

- (1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、本条例第5条第5号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性を検討した。
- (2) 同号の定める「前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者」とは、実施機関が行う事務事業により、自己の権利、

利益等に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測される個人又は法人その他の団体をいい、同号に基づいて公開の請求ができる公文書は、当該利害関係に関する公文書に限られる。

- (3) 本件公開請求において、審査請求人が公開を求めた公文書は、
- 「1. 以下などの公文書を含む鶉鷺コミュニティセンターの職員（センター長を含む）の退職や辞職に関する公文書（平成30年度から公開決定日まで）
- a. 職員の退職書・辞職書及びその関連がある資料
 - b. 職員の退職や辞職に関する鶉鷺コミュニティセンター運営委員会の資料（会議の資料を含む）
2. 以下などの公文書を含む鶉鷺コミュニティセンターの職員（センター長を含む）の採用に関する公文書（平成30年度から公開決定日まで）
- a. 募集の資料
 - b. 候補者の志願書・申込書など
 - c. 面接試験に関する資料
 - d. 鶉鷺コミュニティセンター運営委員会の資料（会議の資料を含む）
 - e. 職員推薦書
 - f. 雇用契約に関するもの
3. 出雲市コミュニティセンター運営協議会が保有している鶉鷺コミュニティセンターの職員（センター長を含む）の退職、辞職や採用に関する公文書（平成30年度から公開決定日まで）
4. 出雲市役所（自治振興課を含む）が保有している鶉鷺コミュニティセンターの職員（センター長を含む）の退職、辞職や採用に関する公文書（平成30年度から公開決定日まで）」
- である。

そして、本件審査請求の趣旨は、

- 「1. 以下の公文書の公開
- a. 鶉鷺コミュニティセンター運営委員会の平成31年2月6日の会議の開催案内、起案用紙（伺い及び報告）及び会議資料
 - b. ▲▲▲▲の退職申出書及び退職に関する情報

- c. ▲▲▲の履歴書
- d. ▲▲▲の職員推薦書
- e. ▲▲▲を採用する判断についての情報（鶺鴒コミュニティセンター運営委員会及び「推薦委員会」の資料及び議事録を含む）
- f. ▲▲▲▲の平成31年4月1日付け雇用契約に関する申込書

2. 以下の公文書の非公開（黒塗り）した部分の公開

- a. ▲▲▲▲、▲▲▲▲（2通）、▲▲▲▲（2通）及び▲▲▲の雇用契約書の月額」

というものである。

- (4) 審査請求人は、「コミセンは△△△△△△△の拠点になり、請求人と▲▲はコミセンの倉庫及び会議室を使用できず、他の設備の利用も難しく又不能ませんでした。」「コミセンの指示の基での△△△△△△△の営利事業で、請求人と▲▲は騒音等をはじめとする迷惑を被りました。」「△△△△△△△の副会長であった▲▲▲センター長は、▲▲▲に相談してコミセンの情報を請求人に公開しませんでした。」「後任のセンター長▲▲▲も請求人と面識が無いにも関わらず、請求人に対して偏見や差別的な態度をとり、コミセンの情報を公開しなかった」などと利害関係に関する主張をしている。

しかし、審査請求人の権利利益等に影響があったと主張する上記各事実についてはこれを裏付ける証拠がない。上記の内「▲▲▲センター長は…コミセンの情報を請求人に公開しませんでした」との事実については、それを裏付ける書類として、審査請求人作成の平成26年6月12日付「書類の開示について（依頼）」、及び、▲▲▲センター長作成の平成26年7月4日付「書類開示等に関するご回答について」を提出するが、後者の文書は、前者の文書による審査請求人の質問に回答する内容となっており、これらの書類をもって審査請求人の主張する上記事実が存在すると認めることはできない。

また、本件審査請求にかかる公文書（以下「本件公文書」という。）は、上記(3)に記載のとおり、鶺鴒コミュニティセンターのセンター長を含む職員人事に関する公文書である。

審査請求人が利害関係に関して主張する上記各事実は、センター長や職員の行動により自身の権利利益等に影響を受けたと訴えるものと思われるが、職員人事との関係では、当該センター長や職員が「実施機関に採用された者である」というにすぎず、審査請求人の主張する当該利害関係と職員人事との間に明らかな関連性を見出すことはできない。

そうすると、仮に審査請求人の主張する各事実を前提としたとしても、本件公文書は当該利害関係に関する公文書には当たらない。

5 結論

よって、審査請求人は、本件公文書との関係において、本条例第5条第5号の要件を充足すると認めることはできない。

したがって、審査請求人は、本件公文書について公開請求権を有しないのであるから、本件審査請求は不適法であり、却下されるべきである。

なお、本件公文書の内、「a. 鶺鴒コミュニティセンター運営委員会の平成31年2月6日の会議の開催案内、起案用紙（伺い及び報告）及び会議資料」、及び、「d. ▲▲▲の職員推薦書」については、令和元年（2019）10月3日付公文書部分公開決定がなされている。したがって、当該公文書に関しては、現時点では審査請求の利益を失っているものであることを付言する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年11月8日	実施機関から出雲市情報公開審査会に諮問
令和5年3月15日 (第1回審査会)	審議
令和5年6月21日 (第2回審査会)	審議
令和5年6月21日	出雲市情報公開審査会から答申

(出雲市情報公開審査会委員名)

板垣正和、大國暢子、加藤智崇、多久和淑子、原量範、山本樹